

～住み慣れたご自宅での「私らしい暮らし」のお手伝い～

旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所です！

私たちは、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会が運営する旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所です。

介護福祉士又は介護職員初任者研修（ヘルパー2級）といった資格を持った介護の専門職が、「自立支援と自律支援（※1）」を念頭に、高齢の利用者さんや障がいのある利用者さんと一緒に、より豊かな生活を送っていただくため、身体介護サービス（食事介助、入浴介助、排泄介助など）と生活援助サービス（清掃、洗濯、食事の準備など）等のお手伝いをさせていただきます。

また、地域福祉の推進を目的とした社会福祉協議会（※2）が運営する事業所として、フォーマル（法制度に基づく公的・社会的）なサービスだけではなく、インフォーマル（フォーマル以外）なサービスにも着目し、地域に根差した質の高い介護サービスを提供させていただくとともに、社会福祉法人が運営する事業所としてのメリットを最大限に活かし、法人内連携のもと、さまざまな生活課題の解決にも努め、安心・安全・福祉のまちづくりにも寄与させていただきます。

訪問介護は、平成12年の介護保険法施行に伴う開設以来（※3）、長年にわたって利用者本意のサービスを提供した信用と信頼の実績がある、私たち、旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所にお任せください。



※1 自立支援と自律支援

「自立」は自分で行うこと、「自律」は自分で決めることと考え、私たちは、支援内容を利用者さんと一緒に考え・行い、できることは利用者さんに行っていただきます。

つまり、「できないこと」に着目するのではなく、「こうすればできる」などプラスの面を見つけ活かし、代行ではなく「一緒に行う。」ことを大切にしています。

そのことが、利用者さんの“私らしい暮らし（人生）”につながると考えています。

食事介助

清掃

入浴介助

洗濯

排泄介助

調理



※2 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会とは、略称を社協といい、社会福祉法第109条に、「地域福祉を推進を図ることを目的とした団体」として位置づけられている民間の団体です。

旭川市社会福祉協議会は、昭和26年7月に設立されました。

※3 本会訪問介護の歴史

- 昭和35年（1960年）
旭川市から家庭巡回奉仕員事業を受託
- 昭和38年（1963年）
旭川市から受託していた家庭巡回奉仕員が老人福祉法に基づく老人家庭奉仕事業に移行
- 昭和43年（1968年）
旭川市から身体障害者家庭奉仕員派遣事業を受託
- 昭和45年（1970年）
旭川市から心身障害児（者）家庭奉仕員派遣事業を受託
- 昭和57年（1982年）
家庭奉仕員派遣制度の拡大
- 平成9年（1997年）
ホームヘルプサービス地域派遣センター受託、障害者ホームヘルパー派遣事業難病患者拡大
- 平成12年（2000年）
介護保険法施行に伴い、指定訪問介護事業所を開始
- 平成18年（2006年）
障害者自立支援法の施行に伴い、居宅介護事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）を開始

法人内連携により利用者さんのさまざまな生活課題も解決

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会は、第6期地域福祉活動計画（2019年から2023年の5か年計画）で掲げた基本理念「お互いさまの心がつむぐ 温かな絆で結ばれた 笑顔あふれる地域社会づくり」のもと、地域福祉の推進を行っています。

また、基本理念で示した地域社会を実現するため、「みんなで支え合う地域福祉の推進」「くらしを支える地域福祉施策の推進」「いきいきと暮らせる生活環境づくり」「安定的、継続的な法人運営基盤づくり」の4つの基本計画も掲げています。

それを実現するための実施事業として、地域支えあいのまちづくり推進事業、ボランティアセンター事業、福祉除雪サービス事業、ファミリーサポートセンター介護型事業、旭川成年後見支援センター事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業、地域包括支援センター事業（中央地域包括支援センター）、居宅介護支援事業、特定相談支援事業などを行っています。

訪問介護事業は、利用者さんと接する機会が多く、日々変化する健康・生活状態などの把握に努めています。信頼関係により、利用者さんから困りごとを相談されることも多いため、訪問介護事業だけでは解決できない生活課題などがあった場合、利用者さんの合意のもと、旭川市社会福祉協議会の強みとして、横断的に、多職種連携のもと、速やかな解決を図るとともに、多機関協働を念頭に、さまざまな専門職・機関と連携し、利用者さんの在宅生活を支えています。

【法人内連携事例】

利用者さんから、旭川冬まつり（雪像）を見に行きたいと相談がありました。

本会のボランティアセンター事業と特定相談支援事業と連携し、ボランティアさん、そして、ヘルパーもボランティアとして同行し、無事、旭川冬まつりに参加することができ、利用者さんに喜んでいただくことができました。

介護だけではなく日常も支える観察力

ある利用者さんの調理支援にお伺いした際のエピソードです。

固定電話が鳴ったため、利用者さんが電話に出られました。会話の中で「クレジットカードの番号」とあったため、電話を代わってもらいました。

内容は固定電話の料金に関するもので、不審に思い、相手側の電話番号をスマートフォンで調べてみたところ、詐欺の可能性があったため、丁重にお断りし、電話を切りました。

利用者さんには、特殊詐欺のお話をし、クレジットカードの番号を教えてほしいなどの勧誘には気を付けるよう注意喚起をしました。

また、今回のケースを事業所内で共有し、同様なケースがあった場合の対応を確認しました。

虫の目

【ミクロ】

細部を見る



鳥の目

【マクロ】

全体を見る



魚の目

【トレンド】

流れを見る



お気軽にお電話ください。

旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

〒070-8003

旭川市神楽3条4丁目1番18号

旭川市社会福祉協議会神楽事務所

電話 (0166) 60-1730

FAX (0166) 60-1790

